国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和８年度)

様式

作成日　2026/10/1

最終更新日　2026/10/1

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日	更新あり	2026/10/1
国立大学法人名		国立大学法人お茶の水女子大学
法人の長の氏名		佐々木　泰子
問い合わせ先		企画戦略課（評価担当）／03-5978-5116／hyouka@cc.ocha.ac.jp
URL		https://www.ocha.ac.jp/introduction/hyouka/info/governance_code.html

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		各委員に対し、事前に報告書を送付の上、令和８年10月20日開催の経営協議会において、ガバナンス・コードの適合状況について説明及び意見聴取を行った。 経営協議会からは、当該適合状況について特段の意見は無く、適切に説明がなされていることが確認された。
監事による確認		監事に対し、事前に報告書を送付の上、ガバナンス・コードの適合状況について説明及び意見聴取を行った。 監事からは、当該適合状況について特段の意見は無く、適切に説明がなされていることが確認された。
その他の方法による確認		

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

☑ **当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、**
原則２－２－１～原則２－２－３（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。

☐ **当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。**

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		国立大学法人お茶の水女子大学は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則１－１ ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋		本学は、明治８（1875）年の創立以来、日本の女子教育の先達として道を切り拓き、平成16（2004）年の国立大学法人化に当たって「学ぶ意欲のあるすべての女性にとって、真摯な夢の実現の場として存在する」とのミッションを掲げ、女性の生涯にわたる生き方のモデルの提供、男女共同参画社会実現への寄与等をその使命とし、グローバルに活躍する女性リーダーの育成に取り組んでいる。 令和４年度から開始した第４期中期目標期間では、ミッションを踏まえ「世界の女子高等教育充実・発展のための貢献」「総合知を持ち社会を革新する人材の養成」「持続可能な社会実現のためのSDGs研究の推進」「女性が活躍できる社会の実現」を基本的な目標として掲げ、その下に「Ⅰ.教育研究の質の向上に関する事項」「Ⅱ.業務運営の改善及び効率化に関する事項」「Ⅲ.財務内容の改善に関する事項」「Ⅳ.教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項」「Ⅴ.その他業務運営に関する重要事項」を中期目標として掲げている。また各中期目標の下に中期計画を立て、「ジェンダード・イノベーション研究の推進」や「共創工学部の新設」などの当期に実現すべき戦略を示し、公表している。 【公開URL】 「トップページ＞お茶大案内＞国立大学法人評価」 https://www.ocha.ac.jp/introduction/hyouka/info/d000000.html 該当ファイル（PDF）：第４期中期目標・中期計画一覧 https://www.ocha.ac.jp/introduction/hyouka/info/d000000_d/fil/R4-9_plan_R703028henkou.pdf
補充原則１－２④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		本学のミッションを達成するため、法人の長である学長の下に組織する「学長戦略機構」内に総合評価室を置き、本学の目標・戦略として位置付ける中期目標・中期計画、年次計画の策定、成果の検証、見直し等、大学評価に関する業務を行っている。その結果については、国立大学法人法第31条の２に基づく「業務の実績に関する報告書」等として、本学ウェブサイトで公表している。さらに、目標・戦略の進捗状況及び検証結果を用いた改善については、毎年度策定する年次計画にも反映させ、中期目標・中期計画の変更についても、変更点及び変更理由を掲載して、本学ウェブサイトで公表している。また、経営協議会においても、中期目標・中期計画及び年次計画を審議する上で、計画に対する自己評価結果を報告しており 、計画等に反映すべき点に関する助言を受けており、議事録や経営協議会学外委員からの意見を法人経営の改善に活用した取組事例として、改善に反映した点等を明確に公表している。 【公開URL】 ①「トップページ＞お茶大案内＞国立大学法人評価」 https://www.ocha.ac.jp/introduction/hyouka/info/d000000.html ②「トップページ＞お茶大案内＞公表事項＞国立大学法人としての公表事項（会議記録：経営協議会、経営協議会の学外委員からの意見を法人運営の改善に活用した主な取組事例）」 https://www.ocha.ac.jp/introduction/publication/list.html

補充原則１－３⑥（１） 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		学長が法人の長と大学の長を兼ねており、学長のリーダーシップのもと経営と教学の一体的な合意形成を可能とする体制を構築している。経営においては、国立大学法人法に基づき、理事５名が学長より任命され、学長を補佐し、法人の業務を掌理している。また教学運営においては、学校教育法に基づき、教育・研究・国際等だけでなく、ダイバーシティ推進 や理系女性育成担当、附属学校担当など、本学の重要事項に関する校務をつかさどる副学長を学長が任命し、副学長は担当する校務を自ら処理している。 経営及び教学運営に関わる組織については、「国立大学法人お茶の水女子大学組織運営規則」に示されており、経営に関わる重要事項を審議する組織として経営協議会、教学に関する重要事項を審議する組織として教育研究評議会を設置し、それぞれ経営協議会規則、教育研究評議会規則により、組織の権限と責任の体制を定めている。 【公開URL】 ＜各理事、副学長の役割について掲載＞ ①「トップページ＞お茶大案内＞体制＞役員のご紹介」 https://www.ocha.ac.jp/introduction/structure/officer.html ＜本学の各組織について掲載＞ ②「トップページ＞お茶大案内＞学内規則集＞国立大学法人お茶の水女子大学組織運営規則」 https://www.ocha.ac.jp/reiki/reiki_honbun/x243RG00000004.html?id=j7_k3
補充原則１－３⑥（２） 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針		令和５年３月31日付けで「国立大学法人お茶の水女子大学人事に関する方針」を策定し、本学のミッションの実現及び組織の活性化、教育研究の促進等を図るための人事に関する方針を公表している。同方針において、共通事項として、(1)ダイバーシティを尊重し、多様な働き方が可能となる職場の環境づくりを行うこと、(2)「国立大学法人お茶の水女子大学における法人経営人材の育成方針について」に基づき、法人経営を担う人材を育成することを定めるとともに、大学教員、附属学校等教員、事務職員のカテゴリーごとに採用・配置・育成等の方針を掲げている。 また、目標及び戦略として掲げる中期目標・中期計画では、若手、女性、外国人など研究者の多様性を高めることで、知の集積拠点として、持続的に新たな価値を創出し、発展し続けるための基盤を構築することを掲げている。同目標・計画内において、中期目標期間における総合的な人事方針として、「人事に関する計画」を策定しており、ダイバーシティの確保等の観点も踏まえた具体的な数値目標・取組を定め、公表している。 【公開URL】 ＜国立大学法人お茶の水女子大学人事に関する方針（R5.3.31）＞ ①「トップページ＞お茶大案内＞国立大学法人としての公表事項」 https://www.ocha.ac.jp/introduction/publication/list.html#27 該当ファイル（PDF）：国立大学法人お茶の水女子大学人事に関する方針 https://www.ocha.ac.jp/introduction/publication/list_d/fil/jinji_2024.pdf ＜国立大学法人お茶の水女子大学第４期中期目標・中期計画「人事に関する計画」＞ ②「トップページ＞お茶大案内＞国立大学法人評価」 https://www.ocha.ac.jp/introduction/hyouka/info/d000000.html 該当ファイル（PDF）：第４期中期目標・中期計画一覧表（P.23） https://www.ocha.ac.jp/introduction/hyouka/info/d000000_d/fil/R4-9_plan_R703028henkou.pdf

補充原則１－３⑥（３） 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画		目標及び戦略として掲げる中期目標・中期計画を達成するために、中期的な財務計画として、当該期間における「予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画」を策定・公表している。 各年度の支出については、特に将来構想を踏まえた人事計画による人件費の見積り、施設整備や大型の設備整備などの事業スケジュールを踏まえて、計画時点において予測し得る様々な情報を基に見通しを立てている。収入面では、民間資金や基金の獲得、資金運用などを行い、支出計画を達成するための収入の見通しを立てている。 【公開URL】 「トップページ＞お茶大案内＞国立大学法人評価」 https://www.ocha.ac.jp/introduction/hyouka/info/d000000.html 該当ファイル（PDF）：第４期中期目標・中期計画一覧表（P.22～33） https://www.ocha.ac.jp/introduction/hyouka/info/d000000_d/fil/R4-9_plan_R703028henkou.pdf
補充原則１－３⑥（４）及び補充原則４－１③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）		教育研究の費用及び成果等として、（1）財務諸表等、（2）決算報告書、（3）事業報告書、（4）業務の実績に関する報告書、（5）中期目標の達成状況報告書等 を本学ウェブサイトで公表している。 さらに、本学の財務情報に加え、価値創造プロセス等の非財務情報をステークホルダーによりわかりやすく知ってもらうために令和６年５月に「統合報告書」を発刊し、本学ウェブサイトにおいても公開している。 【公開URL】 ①「トップページ＞お茶大案内＞公表事項＞国立大学法人としての公表事項」 https://www.ocha.ac.jp/introduction/publication/list.html ＜お茶の水女子大学統合報告書＞ ②「トップページ＞大学刊行物＞統合報告書」 https://www.ocha.ac.jp/plaza/info/index.html 該当ファイル（PDF）：お茶の水女子大学統合報告書2024 https://www.ocha.ac.jp/plaza/info/d014745_d/fil/ochadai_tougou_2024_A4.pdf
補充原則１－４② 法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針		法人の長である学長を理事及び副学長が補佐し、強固な経営及び教学運営の基盤を築き、社会に対して本学が継続的に役割を果たしていくため、「国立大学法人お茶の水女子大学における法人経営人材の育成方針について」（令和３年10月１日学長裁定）に基づき、全学的な視点に立って大学における教育研究や運営に高度な識見を有する人材を確保するとともに、計画的に人材を育成している。継続的に人材を確保していくため、学長、理事を補佐するポストである副学長、学長補佐、副理事等のポストに今後の法人経営を担い得る人材を登用している。また教育研究評議会評議員として次代の部局長等を担い得る人材を登用して経験を積ませることにより、長期的な視野に立った計画的な人材育成を行っている。 【公開URL】 「トップページ＞お茶大案内＞国立大学法人ガバナンス・コード」 https://www.ocha.ac.jp/introduction/hyouka/info/governance_code.html 該当ファイル（PDF）：国立大学法人お茶の水女子大学における法人経営人材の育成方針について https://www.ocha.ac.jp/introduction/hyouka/info/governance_code.html

原則２－１－３ 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等	更新あり	学長のリーダーシップに基づいて、大学のビジョンの実現に向けた取組を推進するため、令和８（2026）年10月現在、５名の理事（うち学外理事２名）、７名の副学長（うち理事兼務４名）を配置し、学長の意思決定や業務執行をサポートする体制を整備している。理事、副学長については、「国立大学法人お茶の水女子大学理事に関する規則」、「国立大学法人お茶の水女子大学副学長に関する規則」に基づき、それぞれの職務、資格、選考方法、任期、解任事由等を規定している。また各理事・副学長の役割については大学ウェブサイト「役員のご紹介」で公表している。 任命に当たっては、各理事・副学長の掌握する業務分野に求められる知識・経験・能力等を考慮して学内外から優れた経験者を適材適所で登用している。 【公開URL】 ①「トップページ＞お茶大案内＞体制＞役員のご紹介」 https://www.ocha.ac.jp/introduction/structure/officer.html ②「トップページ＞お茶大案内＞学内規則集＞国立大学法人お茶の水女子大学理事に関する規則」 https://www.ocha.ac.jp/reiki/reiki_honbun/x243RG00000100.html ③「トップページ＞お茶大案内＞学内規則集＞国立大学法人お茶の水女子大学副学長に関する規則」 https://www.ocha.ac.jp/reiki/reiki_honbun/x243RG00000101.html
補充原則２－２－１① 【運営方針会議を設置する法人のみ該当】 運営方針委員の選任等にあたっての考え方や選任理由		本学は、運営方針会議を設置していないため、本原則は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない。
原則２－３－１ 役員会の議事録		役員会が学長の意思決定を支えるため、「国立大学法人お茶の水女子大学役員会規則」において、国立大学法人法に基づき、（1）中期目標についての意見（法人法第30条第３項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。）及び年度計画に関する事項、（2）法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項、（3）予算の作成及び執行並びに決算に関する事項、（4）大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項、（5）その他役員会が定める重要事項について審議することと定めている。同規定により、役員会が本学の重要事項について十分な検討・討議を行うと共に、国立大学法人法で定める事項について適時かつ迅速な審議を行うことで、法人の適正な経営に繋げている。また議事録については本学ウェブサイトで公開している。 【公開URL】 「トップページ＞お茶大案内＞公表事項＞国立大学法人としての公表事項（会議記録：役員会）」 https://www.ocha.ac.jp/introduction/publication/list.html

原則２－４－２ 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況		平成16（2004）年の法人化に当たって「学ぶ意欲のあるすべての女性にとって、真摯な夢の実現の場として存在する」ことをミッションとして掲げ、日本の女子教育の先達として道を切り拓いてきた本学においては、男女共同参画社会の実現に向けて、国立大学法人の模範となるべく努力している。 　また、役員等には助言・企画立案を通じた理事機能の強化のため、産業界、他の教育研究機関等外部の経験を有する人材を積極的に登用するとともに、経営体制の透明化を図るため、本学ウェブサイトにて、学外理事の選任理由について公表し、「役員のご紹介」で経歴を示している。 【公開URL】 ①「トップページ＞お茶大案内＞公表事項＞役職員（理事選任理由）」 https://www.ocha.ac.jp/introduction/publication/yakusyokuin.html ②「トップページ＞お茶大案内＞体制＞役員のご紹介」 https://www.ocha.ac.jp/introduction/structure/officer.html
補充原則３－１－１① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫		経営協議会の学外委員については、産業界、教育研究機関等から「本学は国立の女子大学としていっそう社会的役割を認識し遂行することが求められており、経営的観点、国際的観点に加え、男女共同参画社会実現のために本学が果たすべき役割も考慮し、高い見識をもってご助言いただける者」を選出し、法人経営、教育改革への支援を受けている。なお、同方針を本学ウェブサイトで公表している。 　会議運営にあたっては、学外委員がその役割を十分に果たせるよう、審議事項内容等について、経営協議会開催前（１週間程度）にあらかじめ周知を行っており、開催当日に貴重な意見をいただくと共に、毎回テーマを設定し意見交換会を実施して法人経営に生かしている。さらに、専門性の高い案件が生じた場合には、個別に意見を求め参考にしている。議事録、及び経営協議会の学外委員からの意見を法人運営の改善に活用した主な取組事例の公表を行っており、社会に開かれ、社会に対し責任を果たすことのできる戦略的かつ適正な法人経営に資するための取組を推進している。 【公開URL】 ①「トップページ＞お茶大案内＞学内規則集＞国立大学法人お茶の水女子大学経営協議会規則」 https://www.ocha.ac.jp/reiki/reiki_honbun/x243RG00000006.html ②「トップページ＞お茶大案内＞公表事項＞経営協議会（学外委員選任理由）」 https://www.ocha.ac.jp/introduction/publication/keieikyougikaiiin.html ③「トップページ＞お茶大案内＞公表事項＞国立大学法人としての公表事項（会議記録：経営協議会、及び経営協議会の学外委員からの意見を法人運営の改善に活用した主な取組事例）」 https://www.ocha.ac.jp/introduction/publication/list.html

補充原則３－３－１① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由	更新あり	学長の選考基準については、国立大学法人お茶の水女子大学学長選考規則第３条において、「学長候補者は、本学の内外を問わず人格が高潔で、学識が優れ、かつ、本学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者」としている。さらに、同規則第３条第１項に基づき、学長選考・監察会議が別に定める基準として、「学長選考基準―求められる学長像―」を策定している。 同基準において、学長候補者は、（1）人格が高潔で、学識が優れ、かつ、教育・研究上の卓越した業績があり、本学における教育・研究活動を適切かつ情熱をもって運営することができる能力を有する者。なお、人材は本学の内外を問わない、（2）本学の「大学憲章」を尊重し、大学及び附属学校園が一体となった“オールお茶の水体制”の構築による戦略的な大学運営及び人材育成にリーダーシップを発揮し、本学構成員の信頼を得つつ実現できる者、（3）国内外の大学や行政、産業界、地域社会、国際社会と、教育・研究上の交流や連携を意欲的に進めて社会に貢献し、女子大学としての本学の存在意義をより高めることができる者、（4）経済状況や人件費・物価動向が依然として不透明な我が国の経営環境の中にあって、強いリーダーシップのもと財政基盤を充実させ、適切な資源配分によって大学を活性化し、本学の教育・研究及び社会活動を持続的に発展させる経営戦略を構築することができる者の基準を満たす者としている。この基準に則って、学長選考・監察会議は学長候補者との面談、書類審査、所信表明書、所信表明会、意向投票の結果等を総合的に判断して慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に選考を行っている。 　また、選考結果、選考過程及び選考理由については、本学ウェブサイトで公表しており、選考プロセスの透明性を高めている。 ＜法人の長の選考基準＞ ①「トップページ＞お茶大案内＞学内規則集＞国立大学法人お茶の水女子大学学長選考規則（第３条）」 https://www.ocha.ac.jp/reiki/reiki_honbun/x243RG00000421.html ②「トップページ＞お茶大案内＞公表事項＞学長選考及び業績評価について」 https://www.ocha.ac.jp/introduction/publication/selection.html 該当ファイル（PDF）：学長選考基準―求められる学長像― https://www.ocha.ac.jp/introduction/publication/selection_d/fil/01_senkyou_kijyun2026.pdf ＜法人の長の選考結果、選考過程及び選考理由＞ ③「トップページ＞お茶大案内＞公表事項＞学長選考及び業績評価について」 https://www.ocha.ac.jp/introduction/publication/selection.html 該当ファイル（PDF）：選考経緯及び選考理由 https://www.ocha.ac.jp/introduction/publication/selection_d/fil/senkou_riyu.pdf

補充原則３－３－１③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無		国立大学法人法第15条第１項において、「学長の任期は２年以上６年を超えない範囲内において、学長選考・監察会議の議を経て、各国立大学法人の規則で定める」とされている。 本学では、安定的な法人運営を図るため可能な限り長期の任期を付すべきとの意見と、長期にわたり同一人物がトップに立ち続けることで施策の硬直化などの懸念もあることから、学長の任期を４年としている。また、当該任期満了後も継続を希望する場合には、学長選考・監察会議において、当該学長の取組により達成された実績等について業績評価を実施し、継続させることが妥当であるとして再選された場合には２年の任期を付し、通算して最長６年とすることでバランスを取った制度としている。 なお、本学の学長の任期については、国立大学法人お茶の水女子大学学長選考規則第４条、業績評価については、同規則第12条においてそれぞれ規定し、公表している。 【公開URL】 「トップページ＞お茶大案内＞学内規則集＞国立大学法人お茶の水女子大学学長選考規則（第４条・第12条）」 https://www.ocha.ac.jp/reiki/reiki_honbun/x243RG00000421.html
原則３－３－２ 法人の長の解任を申し出るための手続き		学長の解任の対象となる事由については、国立大学法人お茶の水女子大学学長選考規則第13条において、（1）心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき、（2）職務上の義務違反があるとき、（3）職務の執行が適当でないため、本学の業務の実績が悪化した場合であって、引き続き職務を行わせることが適当でないと認めるとき、（4）その他学長たるに適しないと認められるとき、と定めている。これらに該当する者について、学長選考・監察会議の議長に対して、①学長選考・監察会議全委員の２分の１以上の、又は②教育研究評議会又は経営協議会の各々全委員の３分の２以上の、又は③本学学長選考規則に定める意向調査対象者全員の３分の１以上の連名による書面及びその理由を付して解任審査請求が提出された場合に、解任を審査しなければならない。解任審査に当たっては、投票による意向聴取を実施することもでき、意向聴取を行う際に解任を請求されている学長から意見陳述があった場合には、その機会を設けなければならない。これらを総合的に審査し、学長選考・監察会議委員の３分の２以上の賛成を持って学長の解任を決定することができ、決定後は学内に速やかに公表することとしている。 上記手続きを「国立大学法人お茶の水女子大学学長選考規則」に定めている。さらに、「国立大学法人お茶の水女子大学学長選考・監察会議規則」には、解任を決定した場合は文部科学大臣に上申することとしている。 【公開URL】 ①「トップページ＞お茶大案内＞学内規則集＞国立大学法人お茶の水女子大学学長選考規則（第13条～17条）」 https://www.ocha.ac.jp/reiki/reiki_honbun/x243RG00000421.html ②「トップページ＞お茶大案内＞学内規則集＞国立大学法人お茶の水女子大学学長選考・監察会議規則（第９条）」 https://www.ocha.ac.jp/reiki/reiki_honbun/x243RG00000420.html

補充原則３－３－３② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果		学長の業務執行に関する中間評価及び業績評価は、国立大学法人お茶の水女子大学学長選考規則（第12条）において、「学長選考・監察会議は、学長の任期が４年の場合、２年目の終了時点において、当該学長の業務執行の状況についての中間評価を行い、３年目の終了時点において、当該学長の取組により達成された実績等についての業績評価を行う。」と定めている。さらに、同規則第12条第２項の規定に基づき、学長選考・監察会議が別に定める「中間評価及び業績評価実施要項」において、「学長が再任した場合には、再任前の期間を含む全在任期間についての業務評価を実施することができる」としている。これらの業績評価の結果は、本学ウェブサイトで公表している。 【公開URL】 ＜学長の中間評価及び業績評価について＞ 「トップページ＞お茶大案内＞公表事項＞学長選考及び業績評価について」 https://www.ocha.ac.jp/introduction/publication/selection.html （１）中間評価（２年目の終了時点：令和５年11月公表） 該当ファイル（PDF）：https://www.ocha.ac.jp/news/d013845_d/fil/0_hyoka.pdf （２）業績評価（３年目の終了時点：令和６年７月公表） 該当ファイル（PDF）：https://www.ocha.ac.jp/news/d015058_d/fil/01.pdf
原則３－３－４ 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由		国立大学法人お茶の水女子大学学長選考・監察会議規則に基づき、学長選考・監察会議の委員は、①経営協議会学外委員から選出された６名、②学長を除く教育研究評議会評議員から選出された６名で構成されている。 ①経営協議会学外委員については、大学に関し広くかつ高い見識をもって助言いただける方々であり、学長選考・監察会議委員の選任にあたっては世間の本学に対する多様な意見を頂ける様に国立大学法人等の運営等のご経験や現在の役職、産学官や男女のバランスやガバナンスの観点等を考慮して選任している。 ②教育研究評議会評議員は、学部長、研究科長、基幹研究院各系長等で組織しており、ミッションやビジョンに加えて、本学の事情を踏まえた意見が期待でき、一部の部局の声に偏らないように文系・理系・事務等できるだけ広く意見を求められるよう選任している。 【公開URL】 ＜学長選考・監察会議委員について＞ 「トップページ＞お茶大案内＞公表事項＞学長選考及び業績評価について」 https://www.ocha.ac.jp/introduction/publication/selection.html
原則３－３－５ 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由		学長が法人の長と大学の長を兼ねており、学長のリーダーシップのもと経営と教学の一体的な合意形成を可能とする体制を構築している。本体制の下で、「学ぶ意欲のある全ての女性にとって、真摯な夢の実現の場として存在する」ことをミッションとし、これを実現するため、学長を補佐する役割として、経営面においては理事を置き、教学運営においては副学長を置いている。学長及び理事・副学長で構成する「学長戦略機構」を中心とした執行体制の一元化により迅速な意思決定を可能とし、学長のリーダーシップに基づいた経営・教学運営体制が十分に機能している。これらのことから、学長が法人の長と大学の長を兼ねる現体制が最も経営力を発揮できる体制となっており、本学には大学総括理事を置いていない。

基本原則４及び原則４－２ 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況		本学における業務について法令等を遵守しつつ適正に執行していくため、学長が学内に整備・運用する仕組みとして内部統制システムを構築し、本学はその枠組みの中で、コンプライアンスとリスクマネジメントを一体的に推進している。本学が高い公共性を担保しつつ持続的・継続的に発展していくために、この内部統制システムを運用し、自らを律する仕組みを有効に機能させることで、本学は社会に対して安全性・健全性を示している。 内部統制システムの下でコンプライアンスを推進するとともにリスクに対して適切に対処するため、「国立大学法人お茶の水女子大学コンプライアンスの推進に関する規程」及び「国立大学法人お茶の水女子大学危機管理規則」を定めている。これらの規程において、コンプライアンスの推進に関する最高責任者及び危機管理を統括する責任者を学長が務めることを定め、コンプライアンス遵守のための教育、研修、通報の仕組みや通報者の保護、緊急時の迅速な情報伝達・意思決定に係る体制を規定することにより、内部統制システムを有効に機能させ、コンプライアンスとリスクマネジメントを一体的に運用する仕組みを構築している。 これらの体制・仕組みについて、情報の公表を通じて透明性をさらに高めるため、「国立大学法人お茶の水女子大学における内部統制の基本方針」を制定した。基本方針において、内部統制システムの有効性についてモニタリングを実施し、その結果を業務に反映させることで、内部統制の見直しを図ることが定められている。モニタリングとして実施する内部監査及び監事監査の結果や、内部統制システムの運用状況については役員会で報告が行われ、役職員の意見を聴く機会が設けられている。 【公開URL】 ①「トップページ＞お茶大案内＞学内規則集＞国立大学法人お茶の水女子大学コンプライアンスの推進に関する規程」 https://www.ocha.ac.jp/reiki/reiki_honbun/x243RG00000065.html ②「トップページ＞お茶大案内＞学内規則集＞国立大学法人お茶の水女子大学危機管理規則」 https://www.ocha.ac.jp/reiki/reiki_honbun/x243RG00000488.html ③「トップページ＞お茶大案内＞国立大学法人ガバナンス・コード」 該当ファイル（PDF）：「国立大学法人お茶水女子大学における内部統制の基本方針」 https://www.ocha.ac.jp/introduction/hyouka/info/governance_code_d/fil/20220930_naibutosei.pdf 該当ファイル（PDF）：「お茶の水女子大学内部統制システム体制図」 https://www.ocha.ac.jp/introduction/hyouka/info/governance_code_d/fil/20220930_taiseizu.pdf

原則４－１ 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫	更新あり	法人経営に係る情報を多様な関係者に対して効果的に発信するため、本学ウェブサイトのトップページに「お茶大案内」のページを設け、学長メッセージ、本学の概要、中期目標・中期計画、コンプライアンスに係る事項・国立大学法人としての公表事項（財務情報、大学機関別認証評価等）、大学刊行物などの情報を集約して公表している。 また、本学の教育・研究・社会貢献活動については、法人経営に係る情報と同様に、本学ウェブサイトのトップページに「教育・研究」、「産学連携・社会貢献」のページを設け、本学の教育改革の取組、教育・研究・人材育成関係プロジェクト、SDGsの取組、研究体制、研究倫理、研究紹介などを公表している。 さらに、法令に基づく適切な情報公開として、国立大学法人法等に基づく情報について、「国立大学法人としての公表事項」を公開している。また、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令に基づき、「教育情報の公表 」として教育に関する情報を公開しているほか、「教職課程に関する情報」では、教員の養成に関する情報を公開している。 令和６年５月には、本学の活動内容をステークホルダーの方々によりわかりやすく理解してもらうために、財務情報に本学のビジョンや経営、教育・研究・産学・社会連携等の活動状況である非財務情報を加えた「統合報告書」を発刊し、本学ウェブサイトにおいても公開している。 【公開URL】 ①「トップページ＞お茶大案内」 https://www.ocha.ac.jp/introduction/index.html ②「トップページ＞教育・研究」 https://www.ocha.ac.jp/program/index.html ③「トップページ＞産学連携・社会貢献」 https://www.ocha.ac.jp/researchs/index.html ④「トップページ＞お茶大案内＞公表事項＞国立大学法人としての公表事項」 https://www.ocha.ac.jp/introduction/publication/list.html ⑤「トップページ＞教育・研究＞教育情報の公表」 https://www.ocha.ac.jp/program/project/info/d014513.html ⑥「トップページ＞お茶大案内＞公表事項＞教職課程に関する情報」 https://www.ocha.ac.jp/introduction/publication/t-license.html ⑦「トップページ＞大学刊行物＞統合報告書」 https://www.ocha.ac.jp/plaza/info/index.html 該当ファイル（PDF）：「お茶の水女子大学統合報告書2024」 https://www.ocha.ac.jp/plaza/info/d014745_d/fil/ochadai_tougou_2024_A4.pdf

補充原則４－１① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況		多様な関係者（ステークホルダー）のニーズに応じた情報発信を行うため、本学ウェブサイトのトップページ最上部に、ステークホルダーごとのページとして、（1）受験生、（2）留学生、（3）在学生、（4）卒業生、（5）地域・一般の方、（6）企業の方、（7）後援会・同窓会・事業会のページをそれぞれ設け、多様な異なる関係者等が適切な情報の取得・収集ができるよう、工夫した情報発信を行うとともに、透明性を確保するよう努めている。また、facebook、InstagramやYouTubeを活用し、本学のイベント等の情報発信を行っている。 【公開URL】 ①「トップページ＞受験生」 https://www.ocha.ac.jp/ao/index.html ②「トップページ＞留学生（国際本部ホームページ）」 https://www.ocha.ac.jp/intl/index.html ③「トップページ＞在学生」 https://www.ocha.ac.jp/campuslife/index.html ④「トップページ＞卒業生」 https://www.ocha.ac.jp/graduate/index.html ⑤「トップページ＞地域・一般の方」 https://www.ocha.ac.jp/general/index.html ⑥「トップページ＞企業の方」 https://www.ocha.ac.jp/company/index.html ⑦「トップページ＞後援会・同窓会・事業会」 https://www.ocha.ac.jp/supporter/index.html ⑧「お茶の水女子大学facebook」 https://www.facebook.com/ochadai/ ⑨「お茶の水女子大学Instagram」 https://www.instagram.com/ochanomizu_univ/ ⑩「お茶の水女子大学YouTube」 https://www.youtube.com/@ochanomizuuniversity

補充原則４－１② 学生が享受できた教育成果を示す情報	更新あり	学生が享受できた教育成果を示す情報等について、本学ウェブサイトにて「教育情報の公表」としてまとめており、大学の教育課程方針（カリキュラムポリシー）、入学者受入方針（アドミッションポリシー）、学位授与方針（ディプロマポリシー）の３つのポリシーに関する情報をはじめ、学生の進路状況、授業科目（シラバス）、学修成果に関連する事項等、教学に関連する様々な情報を公表している。 また、本学の教育・学修成果に係る学内のデータを収集・分析等を行うことを目的として設置する「教学IR・教育開発・学修支援センター」のウェブサイトでは、学生の授業アンケート結果等の詳細について公表しており、学生の満足度や学生の授業に関する評価を統計的に閲覧することができる。 【公開URL】 ＜教育成果に関する情報等＞ ①「トップページ＞教育・研究＞教育情報の公表（令和８年度５月現在）」 https://www.ocha.ac.jp/program/project/info/d018008.html ＜学生の満足度等（授業アンケート結果）＞ ②「教学IR・教育開発・学修支援センター＞授業アンケート＞2025年度の調査概要・結果」（本学教員・学生限定公開） https://www.cf.ocha.ac.jp/cireds/j/menu/enquete/d014642.html

法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項		■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 「トップページ＞お茶大案内＞公表事項＞国立大学法人としての公表事項国立大学法人としての公表事項」 https://www.ocha.ac.jp/introduction/publication/list.html ■医療法施行規則第7条の2の２及び同規則第7条の3に規定する情報 公表事項なし ■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報 公表事項なし